

広報

アウトドアと温泉と
天然しじみのふるさと

て

Public
Information
Teshio
NO.644

2011.mar

3

しお

冬の遊び場で遊ぶ園児
(平成23年2月10日撮影)



まちづくり懇談会

まちづくり懇談会が11月29日、町社会福祉会館と雄信内生活改善センターで開催されました。今回の懇談会は、テーマを決めないで行い、出席された町民の皆さんから質問や意見が出され、それに対して説明がなされました。町長の挨拶や懇談会で行った主な質問と説明についてご紹介します。



《町長の挨拶》

今年春から口蹄疫という問題に遭遇しましたが、農業関係団体と一体となり防除に向けて対応してきました。夏には大雨による農地や道路・河川・山林の被害があり、特に水道の断水では町民の皆さまに大変なご迷惑をおかけしました。その対策として、緊

急な時には民安ダムから水を引くことが可能になりましたし、また地下水の利用ができないか検討中でございます。秋のTPP加入問題で日本の農業が非常に厳しい問題に直面しておりますが、町も関係団体と一体となり反対の行動を起こしております。

天塩郵便局は、遠別町や幌延町・初山別村と同様に来年の4月から集配センターとなることが決まりました。

町の政策として住宅のリフォーム補助を実施したところ、予想以上に申込があり2回の追加予算を盛り込みました。スキー場は財政の健全化のため当初廃止予定でしたが、スキー連盟のご協力をいただいで継続する方向になりました。

観光面では、初の試みとして観光牧場をつくらせていただき、多くの方が来場していただきました。財政の健全化では平成19年から4カ年計画で実施し、今年が4年目の最終年ですが、皆様方のご協力により目標が達成できる見込みでございます。

す。

天塩町は皆様方のご協力によって今年130年を迎えることができました。更に140年150年と向かって努力してまいります。

《町道の整備について》

Q

天塩川の築堤完了に伴い、堤防の道路と繋がっている町道は車輛の交差が困難なため、その町道の舗装を含めて整備は行わないのか。

A

天塩川の築堤を管理しております国と協議いたします。

《災害時の対応について》

Q

今年の夏の大雨による水道の断水について、災害対策本部が十分に機能していなかったため、住民に対し情報提供が適切に伝えられていなかったのではないかと、防災無線が聞き取りづらいため、情報伝達手段のよりよい方法を考えているのか。

A

災害対策本部のあり方については、機能を100%発揮できなかったことに対して責任を感じております。今後は役割分担をより明確にし、情報伝達手段のよりよい方法を構築してまいります。また、防災無線については、音が重ならないように地域を分けて放送することも試験的に考えています。

Q

雄信内地域の防災無線が聞けない地域に住んでいるが、断水時の情報提供がなされていない。スピーカー積載の広報車で巡回してほしい。

A

防災無線が聞けない農家の方には、緊急的に農協にお願いして一斉ファクシミリ通信で配信しておりますが、今後速やかな情報提供の手段を心がけてまいります。

Q

緊急時には天塩川の水を利用できる方法を検討してはどうか。

A

断水の原因になりました水源地の土砂の流入による水の汚濁ですが、現在は水のろ過処理能力についてかなり改善しましたのである程度の汚濁には対応可能になりました。今後、緊急時の地下水の利用ができないか検討中でありま

《町職員のイベントの扱いについて》

Q

しじみまつりや他のイベントに関わる町職員は、振替休日なのか時間外勤務手当で対応しているのか聞きたい。また、我々はボランティアで行っているため、役場職員は経費を考えて振替休日にしてはどうか。

A

イベントの対応は、休日勤務した場合に、振替休日と、時間外勤務手当を選択できるようになっていますが、できるだけ振替休日で対応するようになっています。

P3へ続く

《光ファイバーの導入について》

Q

光ファイバーの導入について、町としての取り組みの考えはないのか。

A

光ファイバー導入に関して、導入事業費やその維持管理経費等の負担とその効果を比較して町内に光ファイバーは導入しておりませんが、導入に向けて継続的に調査をしながら検討をしてみたいと思います。

《住民からの苦情・要望に対する対応について》

Q

住民からの苦情・要望の対応について、即急に対応するようお願いしたい。

A

住民からの苦情・要望に対する対応については、速やかに少しでも親切に対応していく、これが基本的な姿勢でなければならぬと考えております。

《新栄通の雨水の排水能力について》

Q

新栄通りの水害対策について、何ミリくらいの雨量で新栄通りの排水能力を超えるのか。またその対策をこれからどうやっていくのか教えていただきたい。

A

基本的に1時間雨量で30ミリを超える場合には排水しきれない場合があります。降り方にもよりますが、短時間に集中的に降った場合はより排水が困難になります。また、新栄通りの雨水対策

を検討していかねければならないという状況は認識しております。ただこれには財政負担が伴いますので、国の補助制度を利用できるかどうか等検討している状況であります。

《インターネットを活用した災害情報提供について》

Q

災害の情報提供について、インターネットを活用して情報提供してはどうか。

A

町のホームページによる災害情報の提供ができないか検討中であります。この他携帯電話によるメール配信も考えております。

Q

町道の冬期間の除雪排雪について、地域住民から苦情がないようしっかりと対応していただきたい。

A

現在の町道の除雪の基準は、吹き溜まりは別としておよそ10センチ積ものをめどに除雪しておりますのでご理解願

います。

《町税未納者の対応について》

Q

町税を納めていない町民に対して町はどのように対応しているのか。

A

住宅料、水道料、下水道料、保育料、後期高齢者保険料、介護保険料、ニューカントリー使用料、貸地貸家等、収納率が前年対比でアップしてきておりますが、町の収納対策本部を中心に最大限努力しております。

《保育料の滞納対策について》

Q

公営住宅入居には保証人が必要ですが、保育所入所には保証人が必要ないと思うが、保育料の滞納対策として保証人をつけるべきではないか。

A

保育料について保証人の義務付けはしていませんが、今後可能かどうか検討していきたいと思えます。

《生活保護者の町営住宅の入居について》

Q

生活保護者が家賃の高い町営住宅に入居しているのはどうしてか。

A

南開団地の場合は古い町営住宅の建て替えがあつて、そういう場合は古い住宅に入居している方が優先されて入居することがありました。町営住宅は1丁目の昭和27・28年頃に建てた住宅を全部とり壊してそこに住んでいた方々にでいていただいて、新しい住宅に入ってもらふことを条件に建て替えた経緯があります。



ボランティアクラブ



私たちボランティアクラブは現在 1、2 年生 26 名で活動しています。

日常の活動として月曜日、水曜日、金曜日の学童（こがらクラブ）訪問、火曜日、木曜日の恵愛荘（老人ホーム）訪問、プルタブの回収などを行っています。最近では恵愛荘の訪問を充実した活動にしようということで、恵愛荘にお願いして介護の仕事にも関わられるようにしていただきました。

また、校外活動として 4 月には鏡沼清掃、5 月には緑の羽根募金、6 月には小平高等養護学校オリンピック、7 月にはバザー、9 月には町民ジョギング大会と味覚祭り手伝い、高文連ボランティア研究大会、10 月には小平高等養護学校祭、12 月には天塩町地域福祉大会に参加させていただきました。

私たちボランティアクラブは、たくさんの方々に支えられて成り立っています。協力してくださる皆様、本当にありがとうございます。

軽音楽クラブ



私たち軽音楽クラブは、主に学校祭でのライブやチャリティーコンサートを行っています。学校祭では 1 日目の終わりにバンド演奏をし、学校祭の盛り上げに一役買っています。チャリティーコンサートでは、チケットを販売して、その売り上げたお金を今年度はユニセフに寄付し、世界の子どものための明るい未来をつくるための慈善活動に協力しています。

普段はなかなか本格的な軽音楽の練習をする時間はありませんが、会場のお客さんを盛り上げようという気持ちは誰にも負けません。

3 年生が引退してしまうと人数が少なくなりますが、これからも軽音楽クラブのメンバーを増やしつつ、行事があればその会場を盛り上げようと思います。そして何よりライブに協力して下さる地域の方々に感謝し、そのご恩を今後のバンド発展という形でお返ししていこうと考えています。

茶道部



私たち茶道部は、現在 2 年生 6 名で活動しています。部室は畳が敷いてあり、とても落ち着いた雰囲気です。

主な活動内容は、自分で抹茶を立てること、浴衣の着付け、夏のお点前の風炉点前や、冬の点前の炉点前です。茶道は季節によって作法や使う道具が変わるため、季節を身近に感じられる部活でもあります。また、ただ抹茶を立てるわけではなく、作法をすることで、礼儀やコミュニケーション能力をつけることもできます。毎日落ち着いた雰囲気です。

委員会や生徒会とも両立ができるので、茶道部には生徒会に所属している人がたくさんいます。ここ 3 年間の生徒会長は茶道部に所属している人が務めています。特に大会などはありませんが、毎年学校祭で抹茶の出店をしています。また、その出店での上り上げで茶道部は成り立っているため、地域の方々にはとても感謝しています。

吹奏楽局



吹奏楽局は、局員 19 名、顧問 2 名で夏のコンクールでの東日本大会出場へ向けて日々練習を重ねています。今年は、道の駅フェスタや町民文化祭など地域の皆さんに活動をお見せする機会が多く、ご意見やご感想などをいただけて、大変うれしく思います。これからもこのような機会を増やしていき、地域の皆さんに天塩高校の吹奏楽局、吹奏楽をもっと身近に感じていただけたらいいな、と思います。私たちが毎日練習ができるのも地域の皆さんのご支援があるからこそできることで、楽器の修理や楽譜の購入など私たちの力だけではできません。本当にありがとうございます。

昨年の全道コンクールでは銅賞という不本意な結果になってしまいましたが、この悔しさをバネに今年はゴールド金賞を受賞し、東日本大会に出場という報告ができるよう地域の皆さんに支援していただいていることを忘れずに一生懸命頑張ります。

私たち吹奏楽局は、地域の皆さんに愛されるような部活を目指していきたいです。最後に、いつもご支援していただき、本当にありがとうございます。そして、これからも天塩高校吹奏楽局をよろしく願っています。

放送局



私たち放送局は、地域での活動が少ないため皆様に知っていただく機会がありません。

今回このような機会を通して私たちの活動を紹介します。私たちは現在 1、2 年生 11 名という少ない人数で活動しています。しかも、他の部活動やクラブに所属している人が多い局です。

活動内容は、お昼の放送と放送器具の準備です。お昼の放送は毎日昼休みに、生徒や先生方からリクエストされた曲や局員のお薦めのソングを放送で流しています。

放送器具の準備は、生徒総会や全校集会等の時に、マイクやマイクスタンドの準備、設置をしています。縁の下の力持ちです。

そんな私たちのモットーは、「皆を笑顔にする放送」です。しかし、私たちが笑顔にすることができるのは地域の皆様のご支援あつてのことです。本当にありがとうございます。

新聞局



私たち新聞局は、現在 2 年生 2 名と先生 1 名の計 3 名で活動しています。主に、学校行事に関する内容や、高体連での各部活の大会成績などを掲載した記事を発行しています。2 年生が初めて記事を作った際には、最初どう書けばいいのか分からず、試行錯誤を繰り返しながら 2 人で力を合わせて作りました。各クラスに掲示し、校長先生がすごく喜んでくれて、とてもうれしかったことを良く覚えていています。冬のスポーツフェスティバルがあり、その新聞をつくりました。できるだけ定期的に発行していきたいと考えています。このような活動ができるのも、地域の皆さんが天塩高校の部局活動に対して、たくさんの援助をしてくださっているからだと思います。これからも、皆さんの期待に応えられるような充実した活動をしていきたいと思っています。

1月22日

子ども会カルタ大会

1月22日に天塩町子ども会育成部連絡協議会主催の第48回天塩町子ども会カルタ大会が、てしお温泉夕映で開催され、13チーム43名の小中学生が参加し熱戦を繰り広げました。

結果の以下のとおり

【小学生低学年の部】

優勝 新川・みどり子ども会
(赤塚晟、赤塚稀星、合羽井美空)
準優勝 2・3丁目A子ども会
第3位 北斗子ども会

【小学生高学年の部】

優勝 北斗A子ども会
(田口智里、菅井美桜子、佐々木航)
準優勝 2・3丁目子ども会
第3位 新川・みどり子ども会

【中学生の部】

優勝 新川・みどりA子ども会
(結城和樹、丸山将央、本田誠人)
準優勝 2・3丁目子ども会
第3位 北斗A子ども会



1月20日・2月10日

地域社会貢献に対し感謝状贈呈

地域社会貢献を行った団体・企業に対して、下澤教育長から感謝状が贈呈されました。

贈呈日・地域社会貢献内容については下記のとおりです。

●1月20日

ハラダ工業㈱ (留萌市・原田俊之社長)
(啓徳小中学校トイレ臭気筒設置及び換気設備清掃)

●2月10日

㈱瀬越組 (瀬越正己社長)
(啓徳小中学校正面玄関及び旧体育館の除雪作業)



ハラダ工業㈱



㈱瀬越組

1月28日

天塩産品味くらべ事業

1月28日「天塩産品味くらべ事業」が行われました。

天塩中学校で行われた料理実習では、料理研究家の東海林明子先生の指導を受けながら、天塩産しじみを使った「天塩のパエリア」等を作りました。

引き続き、てしお温泉夕映で試食会が開催され、地元食材を使用した鮭ウインナー、砂カレイの唐揚げ、サツマイモ羊かんなど6種類の料理が出品され、天塩産にこだわった料理に舌鼓を打ちながら試食をしていました。



市町村民税非課税世帯への **地上デジタル放送受信のための支援について**

地上デジタル放送を視聴するには、地上デジタル放送に対応しているテレビに換えるか、現在ご利用中のアナログテレビに外付けの地上デジタル放送対応チューナーなどをつなぐ必要があります。本年（平成23年）7月24日までに今までのテレビ放送（地上アナログ放送）は終了します。

【どのような支援ですか？】 地上デジタル放送がまだ視聴できない市町村民税非課税世帯に対して、簡易な地上デジタル放送対応チューナー（以下「簡易なチューナー」）1台をを無償で給付する支援を新たに行います。

【誰が支援を受けられるのですか？】 支援の対象は「世帯全員が市町村民税非課税の措置を受けている世帯」です。
※NHKと放送受信契約を結んでいない場合は、支援の申込後に速やかにNHKと放送受信契約を結んでください。

【支援の内容は？】

①簡易なチューナー（1台）を無償で給付します（※現物支給です。テレビは給付しません。）

- ・簡易なチューナーが1台あれば、現在ご利用中のアナログテレビ1台で地上デジタル放送を視聴できます。
- ・簡易なチューナーは（1台）は、お住まいへ配送します。

※簡易なチューナーはご自身で設置してください。※アンテナ工事などが必要な場合は、ご自身で行ってください。

②簡易なチューナーの設置方法と操作方法を電話でサポートします。

【申込期限】 平成23年7月24日まで（消印有効）

※平成23年4月1日以降の支援については、平成23年度予算の成立が前提となっております。

※締切り直前になると申込が集中するおそれがありますので、お早めにお申込ください。

【支援の申込方法は？】

必要書類を添えて支援の申込書を総務省地デジチューナー支援実施センターに送付してください。

- ①下記の総務省地デジチューナー支援実施センターのホームページから入手できます。
- ②総務省地デジチューナー支援実施センターへご連絡ください。ご希望の部数を送付します。
- ③支援の申込書は、天塩町役場（企画商工課、福祉課、住民課）にも用意しております。

【問合せ】 総務省地デジチューナー支援実施センター（ホームページ <http://www.chidejishien.jp>）

ナビダイヤル ☎0570-023724 ナビダイヤルがご利用できない場合 ☎043-332-2525

FAX 043-302-0284《受付時間》平日 午前9時～午後9時 土・日・祝日 午前9時～午後6時

天塩町地域雇用創出協議会から

知的財産譲渡のお知らせ

（新たに開発された商品・製品・旅行商品等の譲渡）

天塩町地域雇用創出協議会では、平成21年1月から3年計画（実施期間：平成21年1月20日～平成23年3月31日）で国の支援を受けて、雇用創出を主な目的に地域活性化の取組みを実施致しております。

さて、当会では、地域の風土資産（地場産品・イベントなど）を使った各種の商品・製品・旅行商品開発に取組み、この度、今まで開発された商品の製造方法のノウハウ（レシピ）等を地域の希望する皆さんに下記の条件で譲渡します。

【譲渡条件】

- 開発された商品を利用し事業拡大に取組む方や今後、新たな事業化を検討されている天塩町の皆さんに譲渡します。
- 申込期限：平成23年3月18日（金）
- 申込書については、天塩町地域雇用創出協議会にあります。

【譲渡商品等一覧】

1) 新商品の開発

- | | | | |
|--------------------------|---------------------|-------------|-------------|
| ・むらさき芋ゼリー | ・むらさき芋冷凍ペースト | ・むらさき芋まんじゅう | ・むらさき芋プリン |
| ・むらさき芋ようかん | ・カスタードプリン | ・舞茸ごはんの素 | ・ゴーダーチーズ |
| ・長芋ステーキ | ・蒸し白貝 | ・サケウインナー | ・サケクラッカー |
| ・ほっき塩水漬け | ・「ごしかじか」の寒干し | ・「サケ」の酒ひたし | ・しじみあんゼリー寄せ |
| ・てしおみそ（天塩産大豆使用） | ・「かほちゃ」や「牛乳」を使ったプリン | | |
| ・キムチ、かほちゃ、しじみ、ぎんなんほか各種煎餅 | | | |

2) 旅行商品

- | | | |
|-----------|---------------|------------|
| ・しじみ狩ツアー | ・夏休み乳しほりツアー | ・故郷へ帰ろうツアー |
| ・てしお収穫ツアー | ・てしお温泉ふゆ祭りツアー | |

3) 新肥料・水質浄化剤開発

- | | | |
|----------------|------------|-------------|
| ・米糠や発酵菌を使った新肥料 | ・雑魚を使った新液肥 | ・TMR（新混合飼料） |
|----------------|------------|-------------|

【問合せ及び申込先】

○天塩町地域雇用創出協議会（担当：木下、計良、横溝） ☎2-1756 FAX 2-1750

介護保険

介護保険制度は、介護を社会全体で支え合うために作られた制度です。老後の不安をなくし、介護が必要な人やその家族が自分らしく生活できる安心な社会を、介護保険制度は目指しています。住み慣れた天塩町で誰もが安心して暮らしていくためには、介護保険制度にご理解とご協力を宜しくお願いいたします。

現在、介護サービスの利用が必要ない方でも将来のためにご確認願います。

重要：ご本人又はご家族の方で介護サービスが必要になったら、申請が必要となります。

(※いざ介護サービスが必要となってもすぐに利用できるわけではありません)

①申請をします

本人又は家族等が役場窓口で、「要介護認定」の申請をします。



申請に必要なもの

- ・要介護・要支援認定申請書（役場備え付け）
- ・介護保険被保険者証
- ・健康保険被保険者証（第2号被保険者の場合）

②心身の状態などを調査します

訪問調査を行います。

これは、役場職員等が自宅を訪問し、心身の状態等についての調査を行います。



主治医の意見書

- ・役場の依頼により、主治医が意見書を作成します。
- ※主治医がない場合、指定の医師の診断を受けることになります。

③審査・認定

訪問調査の結果と主治医意見書をもとに、介護認定審査会のなかで審査・判定をします。

その審査結果に基づき、町は介護が必要な度合い（要介護度）の認定を行うこととなります。



④認定結果の通知が届きます

認定結果は、原則として申請から30日以内に結果が通知されます。



- 要介護5 要支援2
- 要介護4 要支援1
- 要介護3
- 要介護2 非該当
- 要介護1

⑤利用するサービスを選びます

要介護1～5の認定を受けた人は介護サービスを、要支援1～2の認定を受けた人は介護予防サービスを利用することができます。

●要介護1～5の人 居宅介護支援事業所

在宅生活を支援するために「介護サービス」を利用できます。

●要支援1～2の人 地域包括支援センター

身体機能の維持・改善のため「介護予防サービス」を利用できます。

●非該当の人 地域包括支援センター

介護保険サービスの利用はできませんが、地域包括支援センターが行う地域支援事業を利用できます。

⑥ケアプランを作成します

ご本人や家族の方の意見を踏まえてケアプランを作成します。

●要介護1～5の人

天塩町居宅介護支援事業者に依頼し、ケアプランを作成してもらいます。施設に入所する場合は、入所を希望する施設へ申し込み、入所した施設でケアプランを作成します。

●要支援1～2の人

天塩町地域包括支援センターへ依頼し、保健師等に介護予防ケアプランを作成してもらいます。

※ケアプランの作成費用に利用者負担はありません。

P9へ続く

⑦サービスを利用します

ご本人又は家族がサービス事業者と契約し、ケアプランにもとづいてサービスを利用します。サービス利用時は原則として、かかった費用の1割が自己負担となります。

※施設サービスを利用する場合は、食費等の自己負担が必要となります。



⑧更新の申請をします

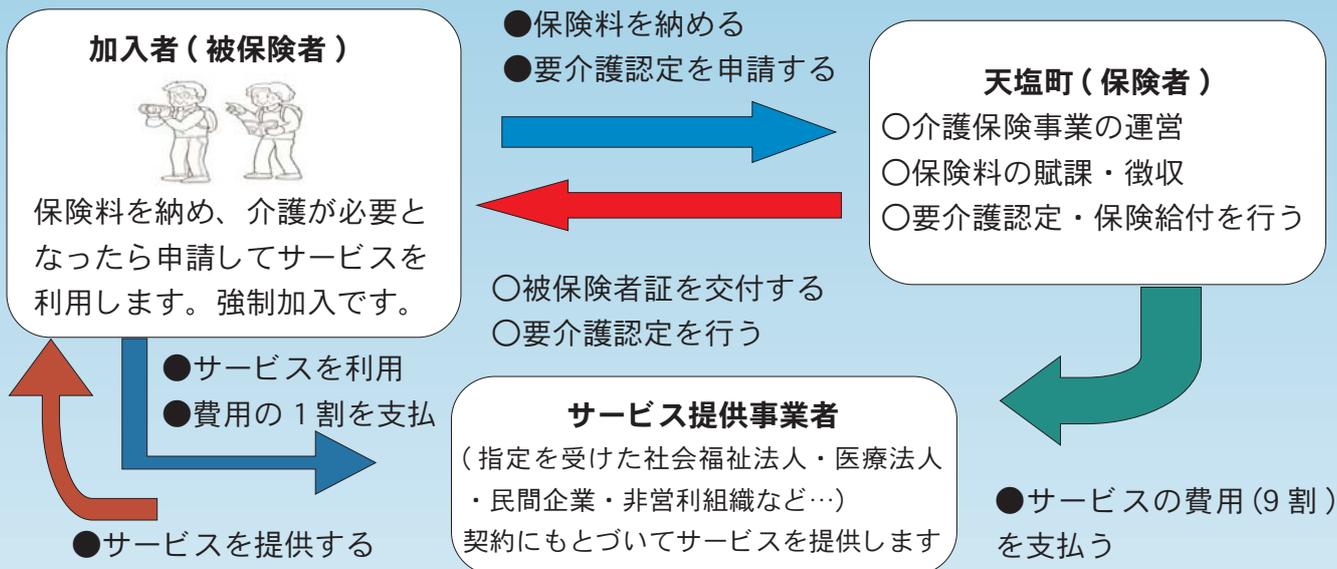
④で決定された認定結果は有効期限が定められており、引き続きサービスを利用したい場合は、有効期間が終了する前に、役場窓口で更新又は変更の申請が必要となります。

※認定の有効期間は、6か月・12か月・24か月となります。

介護保険のしくみ

老後の安心をみんなで支え合う制度です

介護保険制度は、40歳以上の方が加入者（被保険者）となって保険料を出しあい、介護が必要となったときには、介護サービスを利用できる制度です。



65歳以上の方は
(第1号被保険者)

介護や支援が必要であると認定された場合にサービスを利用できます。
●65歳になると被保険者証が交付されます。大切に保管願います。

40歳以上64歳以下の方は
(第2号被保険者)

介護保険で対象となる病気(特定疾病)により、介護や支援が必要と認定された場合にサービスを利用できます。

- がん(完治の見込がない場合)
- 初老期における認知証
- 早老症
- 閉塞性動脈硬化症
- 関節リウマチ
- 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症、パーキンソン病
- 多系統委縮症
- 慢性閉塞性肺疾患
- 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症、糖尿病性網膜症
- 両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症
- 後縦靭帯骨化証
- 脊髄小脳変性症
- 骨折を伴う骨粗鬆症
- 脊柱管狭窄症
- 脳血管疾患
- 筋委縮性側索硬化症

役場保険係からのお知らせ

国保又は後期高齢者医療かつ
介護保険の被保険者が対象です

(医療) 国民健康保険
後期高齢者医療保険
(介護) 介護保険

「医療」と「介護」の自己負担金が高額になったとき

1年間に支払った「医療費」と「介護サービス費」の自己負担額の合計が基準額を超えたときは、申請により、その超えた額を医療保険と介護保険でそれぞれの割合に応じ支給(※1)します。

※1「医療」と「介護」それぞれ支払われる給付を

- ・医療では、「高額介護合算療養費」
- ・介護では、「高額医療合算介護サービス費」と言います。

次の事項を読み「該当する」と思われる方はお問い合わせ下さい。

①算定する期間と費用

算定の対象となる期間は、8月から翌年7月末までの1年間にかかった医療保険と介護保険の自己負担額となります。なお、次の費用は対象とはなりません。

- (医療) 保険適用外の費用、入院時の食事代、病衣代など
- (介護) 保険適用外のサービス費、居住費、食費、日常生活費など
- (共通) 高額医療費や高額介護サービスなどで支給されるべき額

②基準額

基準額は次の区分に分けられます。

区 分	基準額	
	70歳以上	70歳未満
現役並み所得者	67万円	126万円
一 般	56万円	67万円
住民税 非課税世帯	区分Ⅱ	34万円
	区分Ⅰ	

区分Ⅰ～住民税非課税世帯で次のいずれかに該当

- ・老齢福祉年金受給者
- ・世帯全員が所得0円かつ年金80万円以下

区分Ⅱ～住民税非課税世帯で区分Ⅰ以外

現役並～住民税課税所得145万円以上

一 般～上記以外の方

③申 請

- ①申請書は係窓口に用意しています。
- ②印鑑、振込先がわかるもの
(郵便局以外でお願いします。)
- ③領収書は不要です。

《その他の注意事項》

- ※「医療」と「介護」のいずれかの自己負担額が0円の場合は、対象になりません。
- ※基準額を超えた額が500円未満の場合は支給されません。

●問合せ 天塩町役場 福祉課保険係 (☎ 2-1001 内線 135・136・137)

国民年金からのお知らせ

○退職したときは届出を！

会社を退職した時、厚生年金の加入も終わります。

退職した時に60歳未満であれば引き続き国民年金に加入しなければならないため、役場へ届出が必要となります。また、保険証の扶養に入っていた配偶者についても同様に届出が必要となります。

手続きに必要なもの・・・印鑑、年金手帳。※手続きの際に退職した日を確認させていただきます。

○保険料の納付は便利な口座振替を！

国民年金の保険料は1ヶ月15,020円です。現金で納付するほかに**口座振替制度**があります。

納め忘れもなく、毎月、金融機関等に行く手間もはぶけて大変便利です。

【さらにお得な割引制度もあります。】

早割制度～当月分の保険料を当月末に振替することによって、各月50円割引になります。

前納制度～一定期間の保険料をまとめて振替することによって、最大3,780円割引になります。

(平成23年度の1年前納割引額です。)

※金融機関との手続きの関係上、振替希望月の前月上旬までに「納付書」「通帳」「通帳印」をご持参の上、年金事務所又は金融機関までお申し込みください。

○保険料を納められないとき

経済的な理由などにより保険料の納付が困難なときは、「**全額免除制度**」、「**一部納付制度**」、「**30歳未満の方のための若年者納付猶予制度**」があります。また、学生の方には「**学生納付特例制度**」があります。(所得制限があります。)未納にしておくと将来、老齢・障害・遺族年金が受給できなくなる場合もあります。

保険料の納付についてはお気軽にご相談ください。

・全額免除制度と一部納付制度

種 類	保険料の額	免除を受けた期間の 老齢年金の額	所得審査の対象
全額免除	0円	4/8	申請者本人とその配偶者、世帯主 (対象者が退職(失業)の場合は 審査対象外となります。)
4分の1納付	3,760円	5/8	
半額納付	7,560円	6/8	
4分の3納付	11,270円	7/8	

※「4分の1納付」、「半額納付」、「4分の3納付」の決定を受けても上記の保険料を納めないと残りの保険料は免除されませんのでご注意ください。

・納付猶予制度

種 類	内 容	猶予を受けた期間の 老齢年金の額	所得審査の対象
若年者納付猶予	保険料の納付が	年金額には反映されません。	申請者本人とその配偶者
学生納付特例	10年間猶予されます。		申請者本人

申請に必要なもの

- ・印 鑑
- ・所得審査の対象者が失業中の場合は「雇用保険受給資格者証」又は「雇用保険被保険者離職票」
- ・学生納付特例の申請は「在学証明書」又は「学生証の写し」

《追納制度があります》

免除や納付猶予を受けた期間の保険料は10年以内であれば納めることができます。

問合せ ■ 稚内年金事務所 国民年金業務課 ☎ 0162-32-1941

■ 天塩町役場福祉課福祉係 ☎ 2-1001 (内線 133)

参考) 日本年金機構ホームページ (<http://www.nenkin.go.jp>)

平成23年 3月 町民カレンダー

日 休み	月 生ごみ ペットのふん	火 一般ごみ	水 資源ごみ 紙おむつ等 衣類等	木 生ごみ ペットのふん	金 農村地区	土 休み
30	31	3月 1	2	3	4	5
	◆	★	★	★		
6	7	8	9	10	11	12
	◆	★	★	★		
13	14	15	16	17	18	19
	◆	★	★	★		
20	21	22	23	24	25	26
		★	★	★		
27	28	29	30	31		
	◆					

「あいあいクラブ」★印は天塩 ◆印は雄信内
 (天塩：毎週火曜・水曜・木曜日10時～12時)
 場所：子育て支援センター(天塩保育所内)
 (雄信内：毎週月曜日10時～12時) 場所：雄信内保育所

■日程は変更となる場合がありますので、ご確認ください。
 ■ごみは当日の朝8時までに出してください。
 ■壁など見やすいところに貼ってご利用ください。



▼留萌管内 イベント情報

【留萌市】
3月13日(日)
第13回萌っこ
春待里

今月のトピックス

さっぽろ雪まつり会場でPRしました！

2月7日(月)から13日(日)まで行われた「第62回さっぽろ雪まつり」の会場で、シーニックバイウェイ北海道の取組みを紹介しました。

2月8日(火)午後2時。PR会場となった大通西6丁目会場には300名の来場者が集まりました。会場の大型スクリーンでは、「萌える天北オロロンルート」を含む、道内5ルートの紹介。外国人観光客も参加したクイズ、じゃんけん大会などを行い、広くPRに貢献しました。

【問合せ】萌える天北オロロンルート

運営代表者会議事務局(増毛土建株式会社内)

【TEL】0164-53-1140 【FAX】0164-53-1141

【メール】y.sango@mashikedoken.co.jp

留萌管内の情報が満載！るもいfan.net

【HP】<http://rumoifan.net/moeten>

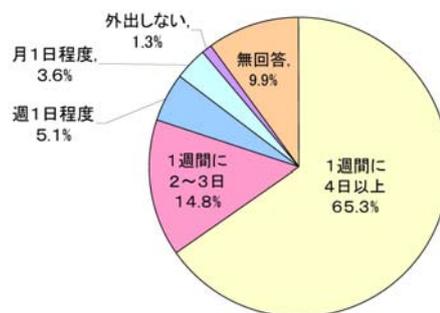
こんにちは地域包括支援センターです

「外出するのがおっくう」こんなことはありませんか？

昨年行なった65歳以上の町民アンケートでは、約1割の方の外出の頻度が週1回以下でした。

外出することは、歩いたり体を動かすので体力維持につながるだけでなく出かける日時や天候を気にかけたり、洋服を選んだり、誰かに会っておしゃべりしたりと頭の刺激にもなります。高齢者の「外出の頻度が多いほど、健康維持や回復に効果がある」との調査結果もあります。

では、外出の頻度が少なくなってしまったのはどうしてなのでしょう。



	外に出る機会が少ない理由は？	割合
1位	足腰(膝)が痛い	50.8%
2位	目や耳が悪くなりおっくうになった	23.0%
	外出する用事がない	
3位	転ぶのがこわい	18.0%
	トイレが心配	

(※外出頻度が週1回以下の方、複数回答)

アンケート結果から、足腰の筋力維持の運動や自分にあった杖などを活用することも大切といえます。また、目や耳が悪くなると人と会って話すのに不自由さを感じおっくうになってしまうことも多いようです。専門医の受診や眼鏡、補聴器などの検討も必要といえそうです。また、トイレが心配という方には、排泄ケア用品の活用をお勧めしています。軽い尿もれの方には、外見は、布製のパンツやブリーフとほぼ変わらない吸水パンツ(20~150ミリリットル程度吸収できる)もあります。洗濯して利用でき、パットの取り外しが難しい方にも使用できます。また、尿とりパットや薄型の紙パンツなども状況に応じて自分にあったものを選ぶのもよいでしょう。

地域包括支援センターでは、自宅でできる体操やサロンなど外出先の紹介、排泄ケア用品の情報提供を行っていますので、ご相談ください。

まちの 伝言板

河川愛護モニター を募集します

留萌開発建設部

留萌開発建設部では、河川に関する情報提供などをしていただく「河川愛護モニター」を募集します。この河川愛護モニター制度は、地域住民の皆さんと連携をさらに深め、適正な河川利用や河川環境を維持し、あわせて河川愛護思想を普及することを目的とするものです。

《河川愛護モニター募集要領》

■応募資格

満20歳以上の健康な方で、モニター区間からおおむね5km以内に住居され、河川に接する機会が多く、河川愛護に関心のある方。

■活動内容

①毎月1回程度、モニター区間の河川に関して、河川の利用、河川の環境等の河川に関する情報を提供していただくこと。

②当部が主催又は協賛するイベントに参加していただくこと。

■モニター区間

天塩川(下流)

天塩川河口から

天塩河口大橋まで

■募集人員

モニター区間につき1名

■任期

平成23年5月1日(日)から

平成23年10月31日(月)まで

■報酬

留萌開発建設部から薄謝を進呈します。

■応募方法

ご希望の方は、はがき又は任意の用紙に次の①から⑥までを記載のうえ、下記の応募先まで郵送またはFAXにて応募願います。

なお、記載いただいた個人情報、河川愛護モニターに関する選考及び選考結果の通知に使用し、それ以外には使用しません。

①氏名・性別・生年月日

②住所・電話番号

③職業(※公務員の方は応募できません。)

④活動を希望されるモニター区間(河川名)

⑤自治会(町内会等)等地域に密着された活動をされている方は、会の名称と役職

⑥その他応募理由、河川への感想等あれば記載ください。

■募集締切
平成23年3月25日(金)まで
(締切日必着)

■選考方法
応募者多数の場合は、自治会等の地域に密着した活動に参加されている方を優先とし、留萌開発建設部の選考により決定します。選考結果は、応募者に通知します。

【応募先】
〒077-8501
留萌市寿町1丁目68番地
留萌開発建設部
公物管理課企画係

TEL 0164-42-2315
(内線344)

FAX 0164-42-2335

インフォメーション

Information

「北海道暴力団の排除の推進に関する条例」が施行されます

天塩警察署

平成23年4月1日から「北海道暴力団の排除の推進に関する条例」が施行されます。

条例の基本理念は、

◎暴力団を恐れない

◎暴力団に資金を提供しない

◎暴力団を利用しない

また、条例の概要は、次のとおりです。

○道が講ずべき措置

・道の公共事業等から暴力団関係者を排除します。

・道の公の施設が暴力団の活動に利用されないために、必要な措置を講じます。

○事業者が講ずべき措置

・事業者が、暴力団を利用する行為や利用供与することなどが禁止されます。

○不動産の譲渡等における措置

・暴力団事務所を使用される

ことを知りながら、不動産の譲渡などを行うことが禁止されます。



役場の電話番号

2-1001

掲載を希望される方へ
4月号に掲載を希望する方は3月11日(金)までにお知らせください。

【問合せ】天塩警察署

TEL 2-2110

現在、天塩警察署管内に住居する暴力団員は把握されていませんが、今後入り込んでくるおそれや他署管内に住居する暴力団員が訪れ事件を起こしていくおそれがあり、暴力団を入り込ませず、安全で安心なまちづくりを引き続きしていくため、暴力団に関する情報があれば警察署・駐在所まで情報提供願います。

屋根からの落氷雪による事故を防ごう

危険防止などをお願い

毎年、冬になりますと、屋根に積もった雪、氷、つららが落ちて、歩行者がけがをしたり、また、死亡したりすることがしばしば起こっています。

皆さんも、冬期間の生活にはご苦労されていると思いますが、冬期間の通行を円滑にし、事故をなくすため、特に、次のことに注意するようお願いいたします。

◆屋根の雪、氷、つららが道路に落ちる建物には、これに伴う事故を避けるため雪止めをつけるようにしてください。

◆雪止めがつけてあっても強さが足りなかったり、針金などが古くなってさびついたりして切れて落ちることもあるので、必ず点検して、悪いところがあれば早めに修繕するよううにしてください。

◆屋根の雪、氷、つららは、気温が急に上昇したとき、特にマイナス3度位からプラス3度位になったときにいちばん

落ちやすい状態となるため、そのようなときは、早めに落とすようにし、落とすときは歩行者や遊んでいる子供などに十分注意するよううにしてください。

◆屋根から大量の雪が落ちたときは、直ちに事故がないかどうか確かめるとともに、歩行者の通行への影響を避けるため、速やかに処理してください。

◆交通事故・交通障害防止のため、屋根からの落氷雪や敷地内の積雪を道路に出さないよううにしてください。

◆軒下を通行するときは、落氷雪に十分注意するよううにしてください。

◆軒下では、子供を絶対に遊ばせないよううにしてください。

◆ビルの壁、窓枠、突出看板等からの落氷雪は少量でも危険であるため、付着した雪や氷の除去を行うよううにしてください。

留萌開発建設部
留萌振興局
天塩警察署
天塩町

入学おめでとう

＝今年の新入学児童は30名＝

天塩小学校

田中 智陽
小淵 陽太
若林 航行
中谷 一翔
鈴木 文也
佐藤 陽菜
大西 彩音
村上 凌太
木立 魁和
青野 挑夢
太田龍之介

多田 廉平
菅井 和美
佐々木 颯
佐久間 晴
長尾 歩華
本田 暖
大沼 遥菜
堀口 琉星
堀口 海琉
石山菜々美
吉田 椿
林 悠太郎
大川 哲佳

更岸小学校

高橋 和史
松村 悠馬

啓徳小学校

佐藤 飛馬
佐藤 涼香
荒屋敷花華
今野 裕太

卒業おめでとう

＝今年の中学校卒業生は27名＝

天塩中学校

藤田 倅気
伊藤 貴教
田所 墨
若木 峽介
真田 香
石山 葵
結城 和樹
本田 誠人
大坂 龍也
高橋 遼
香島 優斗
吉田 有希
島山 拓也

川内谷奈乃香
藤澤 成
齊藤 勇馬
鈴木 達士
丸山 将央
佐々木唯奈
岸山 七海

外1名(掲載見送り)

啓徳中学校

阿部 暁凜
瀧ヶ平紗季
上野真里亜
安食 麻衣
伊藤 拓輝
千葉 美香

※掲載については同意を頂いた方のみ載せております。



長引く「かぜ」に気を けましよう〜肺炎〜

福祉課ふれあい係

冬から春にかけては、インフルエンザやかぜなどの感染症が流行します。

かぜの一般的な症状として「発熱」「咳」「痰」があげられますが、肺炎の症状も同様のため「かぜ」と思っていたら肺炎だった」という場合もあり注意が必

要です。肺炎は発見が遅れると重症化することもあり、特に高齢者では命にかかわる場合もあります。

かぜの症状が3〜4日以上続いたり、かぜやインフルエンザにかかったあとに「呼吸が速い」「ぐったりしている」「食欲がない」などの症状が起きた場合は、受診をして確認しましょう。

【問合せ】福祉課ふれあい係
☎ 2-1001
(内線 142・143)

ご厚志 ありがとうございます ごぞいませ

●天塩町社会福祉協議会
愛情銀行へ

【香典返しとして】

山手裏11 東 武美さん 一〇,〇〇〇円
東雄信内 高橋 勝昭さん 五〇,〇〇〇円
豊富町 竹中 晃さん 三〇,〇〇〇円

●恵愛荘入所のお年寄りへ

山手通7 古川 節子さん
山手通7 吉原れい子さん
山手通7 板垣 茜さん
山手通10 工藤 充子さん
山手裏5 金 恵子さん
山手裏11 東 武美さん
海岸通1 佐藤 啓晃さん
海岸通7 廣瀬 龍蔵さん
海岸通9 田中 治さん
南開団地 田所美枝子さん
南 小田原富美子さん
南 太田 友子さん
北川口 利木 正三さん
南川口 滝川 隆さん
南川口 笠井 寿子さん
雄信内 今野 光子さん
辰子丑 板垣りう子さん
遠別町 久留宮昭男さん

天塩町排水設備等指定業者の新規及び更新手続きのお知らせ

天塩町排水設備等指定業者の登録期間が平成23年3月31日をもって満了となります。

つきましては、天塩町排水設備等指定業者登録期間満了後も引き続き指定を受けようとする場合、また、新規で指定を受けようとする場合は、天塩町排水設備等指定業者規則第2条の規定に基づき下記提出書類を持参のうえ新規、更新手続きをされますようお知らせいたします。

- 登録受付期間
平成23年3月7日(月)～平成23年3月18日(金)
- 申請先 天塩町役場経済課下水道係
- 提出書類
 - ①排水設備等工事指定業者継続承認申請書(更新)
 - ②排水設備等工事指定業者承認申請書(新規)
 - ③排水設備工事経歴書
 - ④排水工事責任技術者証の写し
 - ⑤平成22年度の納税証明書
 - ⑥機械器具保有証明書
- 申請手数料 無料
- 問合せ
天塩町役場経済課下水道係 ☎ 2-1001(内線 255)

ひ/と/の/う/ご/き



ごけっこん

山本陽介さん・佐々木美穂さん 南町
中村拓人さん・芳野このみさん 南町
松田秀樹さん・雨奥知佳さん 雄信内



おくやみ

佐々木ナミ子さん101歳 更岸基線
齋藤 尊さん 65歳 西産土
計良 博さん 41歳 更岸南

わたしたちのまち

1月末

人口 3,664人 (±0)
男 1,816人 (-1)
女 1,848人 (+1)
世帯数 1,654世帯 (+3)

最近よく見かけるようになった「3D」ですが今では映画やテレビ、携帯電話やゲーム機などにも導入されています。

実際に見てみると物が立体的に見えるのが不思議な感じがします。

将来、今動かしているパソコンの画面も3Dになったりするのかと考えながらキーボードを叩いておられます。

目まぐるしく変わる技術の進歩に段々ついていけなくなってきたという自分が情けないと感じるこの頃です。(T)

編集後記

「再生紙使用」